

○令和七年東京都告示第三百八十一号

私立学校振興助成法施行規則(令和六年文部科学省令第二十九号。以下「法施行規則」という。)
第二条第四号の規定に基づき、都知事を所轄庁とする学校法人が都知事に提出する令和七年度以後の計算書類及びその附属明細書に添付すべき書類として、同号に掲げる所轄庁が定める書類
(以下「所轄庁が定める書類」という。)を次のとおり定める。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が法施行規則第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査報告とする。